

入内地区を地籍調査事業地の優先地とすることを求める請願

令和 8 年 5 月 28 日

青森市議会議長 奈良岡 隆 様

青森市大字入内字駒田 47 番地 3
中川 富子 外 2 名

紹介議員 大矢 保

(請願の趣旨)

地籍調査は、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、正確な境界の位置と面積を確定するものである。それにより、土地境界等のトラブルを未然に防ぎ、土地の資産価値を高め、災害発生時でも、土地境界の迅速な復旧復元に極めて役立つものであり、土地に関する最も基礎的かつ重要な調査であると言われている。

私たちの居住する入内地域は、本市南西端の山間に位置し、入内川沿いに寄せ合った寒村である。平坦地が少なく、集落に起伏が多いが、先祖伝来の山林・農地を今に守ってきた。しかし、近年、固定資産税の課税地や法務局備付けの旧土地台帳附属地図と現地を照合すると、土地の所在や境界に争いも起きかねない乖離があることが分かった。かつて、本家、分家で土地を分け合ったことが反映されていないように思われる。徐々に、昔を知り、昔を語り伝えるべき老人が減ることにより、昔の事が闇に消え去り、この土地問題が親しかった村民間に亀裂を生じさせ、骨肉の争いまで発展する懸念を抱くものである。これはぜひとも回避すべきことであり、早く土地問題を解消したいと考えている。

先般、青森市担当部署に入内地区の地籍調査の予定を聞いたところ、当面、計画がないことが分かった。

ついては、入内地区の調査実施を優先的に進めていただくことを望むものである。

(請願事項)

本市南西端にある入内地区を地籍調査事業地の優先地とすること。